明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（九九）　一七
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（一〇〇）　一九
○農地中間管理事業の推進に関する法律（一〇一）　二四
○農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（一〇二）　二九
○薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（一〇三）　三九
○生活保護法の一部を改正する法律（一〇四）　四四
○生活困窮者自立支援法（一〇五）　五五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（一〇六）　六一
○国家戦略特別区域法（一〇七）　六五
○特定秘密の保護に関する法律（一〇八）　七三
○アルコール健康障害対策基本法（一〇九）　七七
○消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（一一〇）　八〇
○がん登録等の推進に関する法律（一一一）　八一
○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（一一二）　九〇

〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（三四一）　九四
○国家戦略特別区域諮問会議令（三四二）　九四
○沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（三四三）　九五
○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四四）　九五
○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（三四五）　九五

〔省　令〕
○社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令等の一部を改正する省令（**厚生労働**一二九）　九九

〔規　則〕
○人事院規則一二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一二―〇―四）　一〇〇

〔告　示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（**内閣府**二五三～二五七）　一〇〇
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（**同**二五八～二六五）　一〇一
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（**同**二六六、二六七）　一〇二
○地域再生計画を認定した件（**同**二六八～二七四）　一〇二
○地域再生計画の変更を認定した件（**同**二七五、二七六）　一〇二
○総合特別区域計画を認定した件（**同**二七七～二七九）　一〇二
○総合特別区域計画の変更を認定した件（**同**二八〇～二九〇）　一〇三

本号で公布された法令のあらまし

◇研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（法律第九九号）（文部科学省）

一　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正関係

1　人材の確保等の支援

国は、研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（2において「運営管理に係る業務」という。）に関し、専門的な知識及び能力を有する人材の確保その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるとともに、イノベーションの創出に必要な能力を有する人材の育成を支援するために必要な施策を講ずるものとした。（第一〇条の二及び第一〇条の三関係）

2　労働契約法の特例

㈠から㈣までに掲げる者がそれぞれの有期労働契約を期間の定めのない労働契約に転換させるための申込みを行うために二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間（二において「通算契約期間」という。）が五年を超えることが必要とされていることについて労働契約法（平成一九年法律第一二八号）の特例を定め、一〇年を超えることが必要であるとすることとした。本改正項目においては、人文科学のみに係る科学技術を含む取扱いとした。（第一五条の二関係）

㈠　科学技術に関する研究者又は技術者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの

㈡　研究開発等に係る運営管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。㈣において同じ。）に従事する者であって研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの